

県道272号角田山下線隣接の旧JR山下駅前 トイレ解体経緯等調査特別委員会

日時：令和8年8月28日（金）

全員協議会終了後～

場所：全員協議会室

出席者

委員名	☐ 委員長	遠藤 龍之	☐ 副委員長	品堀 栄洋	☐ 委員	竹内 和彦
	☐ 委員	村野 里砂	☐ 委員	丸子 直樹	☐ 委員	日下 重紀
	☐ 委員	渡邊千恵美	☐ 委員	菊地 孝式	☐ 委員	岩佐 秀一
	☐ 委員	齋藤 俊夫	☐ 委員	岩佐 孝子	☐ 委員	大和 晴美

会議次第

1 開会宣告【委員長】傍聴の申し出を許す。

2 連絡

※ SideBooks及びMicrosoft Teamsの05_特別委員会 旧JR山下駅前トイレ解体経緯等調査特別委員会フォルダに次第・資料を格納します。確認をお願いいたします。

3 事件

(1) 特別委員会調査中間報告(案)について

【齋藤俊夫委員】少なくとも一回目の委員会の時に、町民からの疑義を明らかにするという趣旨で委員会は設置された。少なくとも疑義を晴らすために、どういう内容で、どういう計画で進めるのかを委員会で示されていない。委員会としての体をなしていない。

【委員長】複雑な背景があり、なかなか取り組めず時間がかかった。調査を進めていく中では確認しながら進めてきた。

【齋藤俊夫委員】疑問に対する回答、説明になっていない。調査事項なり、いつどこに足を運ぶとか調査するとか、そういったことを全然示さないで、調査内容はこうだったというのではないのでは。特別委員会としての在り方を問題提起している。そういったところを理解してもらわないと、その後の調査結果にも関係してくる。影響してくる。まず前段の取り組み方について議員に対して説明いただきたい。

【委員長】事務局と相談、確認しながら進めてきた経緯がある。委員がおっしゃるような回答としては十分ではなかった。非常に大事でデリケートな案件である。したがって、中間的に報告していき、その中間報告の中で皆さんそれぞれに理解いただきながら、次回、次々回と中身を確認していきたいという方針のもとで取り組んできた。不満に対しては自覚していく必要がある。

【齋藤俊夫委員】今後ではなく、特別委員会としての進め方を尋ねている。委員長から、非常にデリケートだとの発言があったが、全くそのとおりである。デリケートな問題に対して軽々に中間報告で論じるというのは、疑問や疑念に上塗りすることになりかねない。

中間報告を出すのであれば、担当課とやった、県とやったという動きがあるのであれば、その都度タイムリーに我々に説明すべきである。それをしないで、ある日突然この件について報告するというのはどうかと思う。私が議運で、両特別委員会が設置されてから一年間も何も正式に対外的な報告をしないのはいかなものかという問題提起をしたことから始まったわけだが、それは置いておくにしても、今まで苦勞して調査してきたのであれば、一定の段階で調査内容をつまびらかにすべきである。その中で、この関係はもう少しこうではないかという意見も出てくる。それなのに、一方的に調査結果はこうでしたというのは問題である。少なくとも、これは私が町政を担っていた案件である。私も当事者として議会で説明してきた。議会は議事録主義である。委員会なり議会で、いつ、誰が、どういうことを話したかというのが基本である。その基本に沿って、それをどこがどういふふうに確認する必要があるのか、そこをきちんと調査し、論点を明確にしたうえで担当課なり土木事務所と確認していただかないと、得体が知れない。双方の説明に相違がみられたなどということはあり得ない。委員長、第三者契約というのはどう理解されているのか。

【委員長】はっきり言ってわからない。しかし、三者協定というのは確認が取れている。

【齋藤俊夫委員】協定ではなく契約である。町から町有地を県へ、県から本人へという三角トレードである。協定ではない。第三者契約をするということは、必ず原因なり規定がある。そんな覚えがないとか、事実がないとかいうことはあり得ない。

【委員長】中間報告ということで、皆さんにまずこういう流れの中でやってきたということ報告したものである。また、県に話してもなかなか明確な形で返ってこないということもある。その辺を今後皆さんの意見をいただきながら進めていきたいと考えての中間報告である。

【齋藤俊夫委員】そういうやり方は、まっとうな調査手法にはなり得ない。このような適当なやり方はない。町と県が契約する、物を動かす、その場合は必ず起案書がある。行政には文書がある。そこには全て理由が付されている。そういうものは今ではなく、先ほどから言っているように、前段の調査報告をすとか、したという段階で相談いただければ、今言ったようなことは委員の一人としていろいろ意見を述べることができる。それに基づいてしっかりやっていただかないと、こういう中途半端な中間報告になってしまう。私はこういう整理の仕方には納得がいかない。

【委員長】なので中間報告という形である。

【齋藤俊夫委員】中間報告をするにしても、もう少し中身を精査していただきたい。

【委員長】全くそのとおりである。

【齋藤俊夫委員】意見は確定するに至っていないので、引き続き調査を要するという趣旨のものであれば理解できる。あやふやな相違がみられたなどという、やるべきこともやっていないような調査意見では、中間報告として誤解を招く。

【委員長】十分そのとおりであると受け止める。確認できないことも多くあった。会議議事録等の資料も提供されなかった。当時の資料も求めたが、それはないとのことであった。5年、10年と保存期間があり、それはないとのことで、現在は存在しない資料もある。委員の言われることは十分理解しており、こちらの進め方に問題があったことは大いに反省している。今後は事実に基づいた調査を引き続き進める。

【齋藤俊夫委員】契約行為は、私の知る範囲では最低でも10年保存である。そのほかの関係は別にしても、そのようなことも含めて、要所要所で委員会に調査のやり方や状況を共有してもらわないからこうなる。一定程度わかっている人がいるのだから確認していただ

きたい。中間報告も、疑問を上塗りするような表記は改めていただきたい。あり得ない。県が事実はないとの見解を示しているというのは。このようなことが通用するのであれば重大問題である。

【委員長】その辺も県の職員と確認したいところである。当委員会としても議論を通じて対応し、改めて調査を進めていきたい。

【齋藤俊夫委員】なり手のほうは10回以上やっている。その都度、長期的なスケジュール等も示しながら進めている。そういうふうに進んでいることも参考にして、特別委員会として一定のレベルをもって調査していただかないと、デリケートな問題を4人だけで一方的に調査し、あるいは整理するというのは合点がいかない。

【委員長】その辺も含めて前に進めたい。

(1 2 : 1 4 閉会)